

7	<p>児童福祉法 第2条</p> <p>① 全て国民は、児童が良好な（ A ）において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その（ B ）が尊重され、その（ C ）が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて（ D ）を負う。</p> <p>③ （ E ）は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	□□□
8	<p>児童福祉法 第3条の2（（ A ）の推進）</p> <p>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の（ B ）を支援しなければならない。ただし、児童及びその（ B ）の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が（ A ）において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り（ C ）において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <hr/> <p>「（ A ）」の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養子縁組（特別養子縁組を含む。） ・ 里親 ・ （ D ） <p>「（ C ）」の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （ E ） ・ 分園型（ F ） <p>（ダイジェスト版 p 5 参照）</p>	□□□
9	<p>児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設においては、（ A ）やそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する（児童養護施設運営指針 p 20等、ダイジェスト版 p 38）。</p>	□□□

《第2節 社会的養護の基本原則》

1	<p>家庭的養護と個別化</p> <p>社会的養護を必要とする子どもたちに「(A)」を保障していくことが重要であり、社会的養護を(B)から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。</p> <p>(児童養護施設運営指針 p 2、ダイジェスト版 p 31)</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
2	<p>発達の保障と自立支援</p> <p>子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた(A)の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す(B)となるよう、子ども期の健全な(C)の発達の保障を目指して行われる。また、子どもの(D)や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、さまざまな生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な(B)的な力を形成していくことが必要である。</p> <p>(児童養護施設運営指針 p 2、ダイジェスト版 p 32)</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
3	<p>回復をめざした支援</p> <p>社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、(A)体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや(B)的ケアなどの治療的な支援も必要となる。</p> <p>(児童養護施設運営指針 p 3、ダイジェスト版 p 32)</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
4	<p>家族との連携・協働</p> <p>社会的養護は、「(A)して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく(B)的な取り組みである。</p> <p>(児童養護施設運営指針 p 3、ダイジェスト版 p 32)</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>

4	<p>（ A ）とは、社会福祉関係の施設・機関において、豊富な知識と経験を有する専門家（施設長等）が、施設の職員等に対して、適切な（ B ）・助言を行う活動をいい、最終的には援助者個人が担うことになる利用者へのサービスの提供に対して、サービス内容の改善やケアの質の向上を図るためのシステムの一つとされる。</p>	<p>□ □ □</p>
5	<p>（ A ）とは、意思表示が困難な利用者に代わって、利用者の意思を代弁し、利用者の権利を擁護することをいう。</p>	<p>□ □ □</p>
6	<p>（ A ）とは、人間が潜在的にもっているパワーを引き出す支援をすることをいう。</p>	<p>□ □ □</p>
7	<p>（ A ）とは、勤労の基礎的な能力や態度を育てるプログラム、企業での実習体験など、施設入所者のスムーズな社会的自立に向けて行われる、施設における最終段階の援助をいう。</p>	<p>□ □ □</p>
8	<p>（ A ）とは、施設退所後に、退所者の仕事や社会生活が安定するまで施設が行う援助をいう。</p>	<p>□ □ □</p>
9	<p>マッピング技法とは、対象者とそこに関わる人々や（ A ）、家族内関係などの相互作用を（ B ）して把握する方法である。記号や関係線を用いて（ B ）することにより、多くの人や機関などとの複雑な関係を一目で理解することができる。</p>	<p>□ □ □</p>
10	<p>マッピング技法の具体的な方法として、世代関係を表す「（ A ）」、家族間の問題状況などを表す「（ B ）」、対象者と家族やさまざまな社会資源との関係を表す「（ C ）」（生態地図、社会関係地図）などがある。</p>	<p>□ □ □</p>

15	<p>都道府県は、入所給付決定を受けた障害児の保護者が、給付決定期間内において、指定障害児入所施設または指定発達支援医療機関に入所または入院の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から（ A ）を受けたときは、当該保護者に対し、（ A ）に要した費用について、（ B ）を支給する（児童福祉法24条の2第1項）。</p>	□ □ □
----	--	-------

《第3節 社会的養護の課題と展望》

1	<p>（ A ）（乳児院、児童養護施設、里親、（ B ）への措置児童の合計に対する里親および（ B ）措置児童数の割合）は、平成23年度末の13.5%から、令和3年度末には23.5%にまで上昇した（ダイジェスト版 p 8）。</p>	□ □ □
2	<p>貧困の状況にある子どもの健やかな育成、教育の機会均等の保障等を図るため、平成25年6月に、「（ A ）」が制定され、平成26年1月に施行された。</p> <p>同法では、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、（ B ）の責務、法制上の措置等および対策の実施の状況の公表について規定しているほか、政府が（ C ）を定めるべきことなどが規定されている。</p> <p>（なお、令和6年6月に、同法の法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、内容面でも大幅な改正が行われた（令和6年9月施行）。）</p>	□ □ □
3	<p>ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策の強化が図られている。</p> <p>施策強化の一環として、「（ A ）」が改正され、平成26年10月より、法律名が「（ B ）」に改称されて、父子家庭への支援が拡大された。</p>	□ □ □

8	<p>市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる（ A ）（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の場所であって、的確な相談および助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるもの）の整備に努めなければならない。</p> <p>（ A ）は、必要に応じ、（ B ）と連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する（ C ）の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>（児童福祉法10条の3：令和6年4月1日施行）</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
9	<p>（ A ）は、里親支援事業を行うほか、里親および里親に養育される児童ならびに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である（児童福祉法7条1項、同法44条の3：令和6年4月1日施行）。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
10	<p>親子（ A ）支援事業とは、親子の（ A ）を図ることが必要と認められる児童およびその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業をいう（児童福祉法6条の3第15項：令和6年4月1日施行）。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
11	<p>（ A ）事業とは、措置解除者等またはこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談および助言ならびにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう（児童福祉法6条の3第16項：令和6年4月1日施行）。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
12	<p>（ A ）事業とは、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童およびその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業をいう（児童福祉法6条の3第21項：令和6年4月1日施行）。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>